赤い羽根共同募金

地域福祉助成事業

令和8年度　申請受付中!!

地域の絆づくり応援隊

この助成金は、皆様からお寄せいただいた赤い羽根共同募金を財源に、地域福祉活動を資金面から応援する下妻市共同募金委員会独自の制度であり、計画づくり、助成審査、実行までを市民が担うことで、地域福祉活動に対する関心を高め、赤い羽根共同募金の市民還元と使いみちの透明性を確保することを目的としています。

申請・審査スケジュール

助成限度額 20万円

年度予算 ２００万円

期間	申請する事業の実施期間	審査会	申請締切日
第１期	令和８年４月１日 ～ 令和９年３月31日	３月中	令和８年 **２月27日(金)**
第２期	令和８年９月１日 ～ 令和９年３月31日	８月中	令和８年 **７月31日(金)**
第３期	令和９年１月１日 ～ 令和９年３月31日	12月中	令和８年 **11月30日(月)**

【事業の開催時期】 申請の対象となる事業は、令和８年４月１日から令和９年３月31日の間に行う事業となります。１年間継続して行う事業（毎週、毎月など定期的に行う事業）でも、数回、１回の実施で終了する事業（防災訓練、講演会など）どちらでも申請していただけます。

過去に助成した事業の一例

災害時など非常時の電源確保として発電機やテントなどの整備

非常時等の日除け、雨除け確保事業
（下宮自治会）

発電機購入及び防災訓練
（原新田自主防災会）

発電機等整備（更新）事業
（下妻市陣屋旭自主防災会）

通学路や地域の除草作業などの環境整備事業

通学路の除草及び清掃
（渋井自治会）

居住地域の環境整備事業
（黒駒ふるさとクラブ）

環境美化推進事業
（宗健クラブ）

地域や多世代間の交流を促進する為のイベント

かみつま朝市
（かみつま朝市実行委員会）

春の女子会2019＆BONdance
（Shi♡shimai）

たかさいふれあいの集い
（下妻市社協高道祖支部）

赤い羽根共同募金地域福祉助成事業募集要項

区分	内　　容
目　的	この事業は、地域住民や団体等が主体的に取り組む住みよいまちづくりの為の活動を赤い羽根共同募金を活用して財源面から支援し、下妻市の更なる地域福祉の推進を図ることを目的とします。
対象事業	１．住民参加によるたすけあい活動または、それを支援・促進する事業 ２．高齢者や障害者を支援する事業 ３．子育て支援、児童・青少年に対する育成事業 ４．社会参加を促進する事業 ５．社会復帰を支援する事業 ６．防災・防犯を促進する事業 ７．新たな社会問題に取り組む事業 ８．その他、住みよいまちづくりのために必要と認められる事業
助成の対象にならない事業	１．営利を目的とする団体・政治・宗教・選挙に関する活動及び事業 ２．国又は地方公共団体が設置（自治会を除く）又は経営し（委託を含む）、その責任に属するとみなされるもの ３．本会助成金以外の財源によって実施できると認められるもの ４．団体等の役員会や総会経費、人件費や不動産の購入、光熱水費等、管理運営にかかる経費及び団体構成員の互助共済を目的とするもの ５．法人格のない団体の建物や車両の取得等、登録や登記が必要となる財産の取得は、原則として対象としない。 ６．中古車、中古品の購入費用は、原則として対象としない。 ７．食糧費や旅費、汎用機器(パソコン等)については、事業内容によっては対象としない。 ８．個人の所有物と判断がつきにくいもの ９．ゴミ置き場等の設置や改修など利用者が限定的で汎用性の低いもの 10．　公民館等へのエアコンの設置や改修工事と思われるもの 11．その他、寄付者の賛同を得がたい費用で本会会長が不適当と認めるもの
対象団体	下妻市内に所在し、市民を対象とした地域福祉活動を行うボランティアグループ、自治会、ＮＰＯ法人、当事者団体等
助成金額	１団体につき１年度内２０万円かつ総事業費の８０％以内を限度額とします。 ①事業を行うために新たに組織された団体については、初回申請時のみ団体の自己資金を要しないものとします。 ②同一団体が同一事業を行う場合においては、３ヶ年（通年事業として３回）を限度とします
審査方法	１次審査（書類）、２次審査（審査委員会）を経て決定します。 ２次審査において、申請団体による事業内容のプレゼンテーションをしていただきます。 審査結果は後日、文書にて連絡します。
申請書類	①共同募金配分（地域助成）申請書【様式第７号】 ②団体概要書【様式第７号別紙】会則または規約 ③団体の前年度決算書、事業報告書並びに当年度予算書、事業計画書 ④備品等の購入については、金額が記載されているものの(見積書、カタログ等)の写し （物品を購入し、どのように活用するのかも審査のポイントとなります） ※申請書類は、社協事務局または社協ホームページでお取り寄せいただけます。
申　請 問合せ	**下妻市社会福祉協議会事務局** 〒304-0064　下妻市本城町２―２２　旧第二庁舎１階 TEL 0296-44-0142　　FAX 0296-44-0559 HP ｱﾄﾞﾚｽ　www.st-shakyo.jp/　　E-mail　fureai@st-shakyo.jp